

④<<観光>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	提案概要 (事業の構想・計画)	事業の必要性・背景や 期待される効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容・根拠法令	実現するために求めたい規制改革の内容、当該規制改 革によって生じうる懸念の有無や代替措置	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	福岡市	デジタル技術の活 用に向けた規制 緩和	ホテルの客室に設置する電話とし て、宿泊客のスマートフォンなどを活 用する新たなシステムを使用可能と する。	・ホテルのWi-Fiと客室に設置した二次元 コードを活用し、宿泊客のスマートフォ ン等モバイル端末からフロント等に通話 が可能となるシステムが開発されている。 ・本システムを活用することで、ホテル運 営者においては電話機の導入・メンテナ ンスにかかるコスト等を削減できるほか、 宿泊客にとっても、自身の端末で通話が 可能なため、衛生面で安心して使用でき る。	・「公衆浴場における衛生等管理要領等につ いて」(平成12年12月5日付け生衛発第 1811号厚生省生活衛生局長通知)別添3 「旅館業における衛生等管理要領」 「Ⅱ 施設設備 第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準 32 危害発生等に係る連絡を迅速、かつ、適 切に行うため客室と玄関帳場又はフロント及 び事務室の間には、電話等所要の設備を必 要に応じて備え付けることが望ましいこと。」	・宿泊客のモバイル端末を活用するシステムについて も、電話等の設備と同様に認める。	厚生労働省	ご指摘の「「公衆浴場における衛生等管理要領等につ いて」(平成12年12月5日付け生衛発第1811号 厚生省生活衛生局長通知)別添3「旅館業におけ る衛生等管理要領」」において、「電話等所用の設備 を必要に応じて備え付けることが望ましいこと」として いるところ、ご提案の「モバイル端末を活用するシス テム」の可否については国として制限しておらず、旅 館業の許可権限を有する地方公共団体において判 断すべき事項であり、福岡市において差し支えないと 判断されればその活用が可能なことから、お尋ねの 通知の改正は考えていない。